

第 21 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 3 月 30 日 (水) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 02 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員 (22 名)

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	棚	範貴
	2 番	小林	信也
	3 番	山下	浩昭
	5 番	西田	利幸
	6 番	中村	富士男
	7 番	田村	信夫
	8 番	高野	英一
	9 番	佐藤	雅典
	10 番	森	勤子
	11 番	帰山	茂義
	12 番	井田	留吉
	13 番	澤邊	佳範
	14 番	佐藤	悦啓
	15 番	高橋	孝二
	17 番	黒田	龍司
	18 番	吉田	正宏
	19 番	渡邊	ひろ子
	20 番	佐久間	博孝
	21 番	湯佐	茂雄
	22 番	松本	誠

4 欠席委員

	4 番	橋本	浩弥
	16 番	多田	篤

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 令和 5 年度農業政策と予算に関する要望意見について
第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について
第 3 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 4 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
第 5 号 令和 4 年度農業委員会予算について

議案

第 1 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第7号 令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
- 第8号 第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	大西 千春
農地振興係主事	石塚 瑠人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第21回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に18番吉田委員、19番渡邊委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、4番橋本委員、16番多田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和5年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、令和5年度農業政策と予算に関する要望意見について、次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出したので報告いたします。</p> <p>当該要望意見につきましては、昨年11月、幕別町に農業政策等に関する意見書を提出し、国並びに道に対しての働きかけの要請を行ったところでありますが、これとは別の要請といたしまして、本農業委員会から十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議に対して提出したところであります。</p> <p>北海道農業会議からは事前に、要望書の原々案が各市町村の農業委員会に示されているところであり、本農業委員会といたしましては、町に対しての要望事項が、この中に織り込まれておりますことを踏まえまして、関連する要望意</p>

見の提出は行わないものとしたところであります。

一方、議案書1ページ、2ページにお示ししてございます要望意見につきましては、昨年開催いたしました第9回総会で報告したものと同様のものございまして、令和4年度に伴う要望意見の一つの項目に位置付けられているところではあります。未だ実現できない現状を踏まえまして、再度、北海道農業会議から国及び独立行政法人農業者年金基金に要望するようお願いするものであります。

なお、要望の内容、理由等につきましては、本日、改めての説明を省略させていただきますが、より実現が可能となるよう、国が推進するデジタル化に伴う文言を追記しましたことをお含みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、
ほか、計10法人から提出がありましたので、報告いたします。
書類等完備されておりましたので、受理いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局

報告第3号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条による一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。

案件は、議案書3ページの令和3年3月30日に許可をした1件でございます。
今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。</p> <p>報告第4号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は、議案書4ページの2件でございます。</p> <p>今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、報告第5号「令和4年度農業委員会予算について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号の説明をいたします。</p> <p>報告第5号、令和4年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したので報告いたします。</p> <p>令和4年度の予算につきましては、先般の3月町議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。</p> <p>農業委員会予算の歳出は1,781万2,000円で、前年と比較いたしまして25万7,000円の増額となっております。</p> <p>議案書5ページの表、右側の「説明」欄をご覧ください。二重丸、農業委員会運営事業、6ページになりますが、二重丸、農業者年金事務事業として、事業別の予算が記載されております。</p> <p>令和3年度では、これに農業委員、職員研修事業を加えた3つの事業を計上しておりましたが、令和4年度におきましては、この内容を見直し、議案に記載されております運営事業と年金事務事業の2つに集約し、計上したところであります。詳細につきましては、記載のとおりです。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>これらの案件は返還のため解約するものです。</p> <p>農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。お諮りをいたします。</p> <p>議案第1号1番から4番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。</p>

【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上、説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号5番、6番につきましては、小林委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(2番 小林委員退席)

議長 それでは、議案第2号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は小林委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。

(2番 小林委員着席)

議長

次の議案第2号7番、8番につきましては、鯖戸代理の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(23番 鯖戸代理退席)

議長

それでは、議案第2号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は鯖戸代理ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

(23番 鯖戸代理着席)

議長 次に、議案第2号9番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。はじめに、9番から10番の案件につきましては、本来、地区担当委員は橋本委員であります。本日総会に欠席しておりますので、代わりに私の方からこれらの案件をあわせて説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号9番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号13番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番 5 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 2 号 13 番から 18 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 2 号 13 番から 18 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 2 号 19 番から 22 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 19 番から 22 番について、議案書をもとに朗読】

以上、計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 10 ページから 11 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 2 号 19 番から 22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 2 号 19 番から 22 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 2 号 23 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 23 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号23番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は橋本委員であります
が、本日欠席のため、利用調整会議に同席した私の方から説明いたします。
本件は、令和3年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は
買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定
については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号24番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号25番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号25番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
11番	<p>11番説明いたします。この案件は令和3年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号25番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>

14番 14番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えます。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は鯖戸代理ですが、現地調査には私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明いたします。

本件は、今日17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長 本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいております。農地部会の吉田副部長より報告をお願いします。

農地副部長 農地部会長の橋本部会長が本日欠席のため、副部長であります私の方からご報告申し上げます。

今日17日に、新規法人による農地の使用貸借に伴う権利取得のため農地部会を開催し、事業計画及び内容等の確認をいたしました。

本部会では、申請者は意欲的であり、農地所有適格法人の要件及び農地法第3条の許可要件を満たしていることから、特に問題ないものとして協議を終えておりますので、ここにご報告申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号3番につきましては、松本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(22番 松本委員退席)

議長

それでは、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は松本委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。本件は今年17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

(22番 松本委員着席)

議長 次に、議案第3号4番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番から7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書4ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は鯖戸代理ですが、現地調査には私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明させていただきます。

これらの案件は、今月17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号4番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第3号8番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(6番 中村委員退席)

議長 それでは、議案第3号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は中村委員であります
が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。
本件は、今月17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺
農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願
いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号8番は原案のとおり決定いたしまし
た。

(6番 中村委員着席)

議長 次に、議案第3号9番、10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番、10番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書9ページから10ページに記載されておりますと
おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと
考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は、今月17日に橋本委員、湯佐委員、事
務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願
いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございま
せんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番、10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件につきましては、今月17日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号13番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号13番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号14番、15番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号14番、15番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書14から15ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。これらの案件は、今月17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号14番、15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号14番、15番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第4条許可に係る事業計画の変更について、農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は令和3年6月29日の第12回総会で審議され、令和3年7月21日付けで許可をしたものであります。

本件は牛舎等の建設を目的に転用申請があったものですが、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、輸入資材の納品が遅れ、牛舎の建築作業が当初の計画通りに進まなかったことにより、期間までの完成が困難となったことから、事業計画変更承認申請により、工事期間を令和4年12月31日まで延期させていただきたい旨の申請があったものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p>
	<p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>6番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に橋本委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。 議案第6号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号、令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、次のとおり決定したいので審議を求めます。</p>
	<p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の情報の公表に基づき、事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが定められており、活動状況を定められた様式にまとめた後、農業委員会等に関する法律施行規則第15条に基づき、6月30日までに公表することとされてお</p>

ります。

本日、議案に別紙として掲載しております計画等につきましては、午前中に開催しました三役会議でご協議いただき、総会に提案させていただくものでございます。

次に、内容についてご説明いたします。お手元の議案第6号、別紙令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の1ページをご覧ください。

1ページ目には、農林業センサス等に基づきまして「農業委員会の状況」を記載しております。

2ページをお開きください。「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、昨年度立てた目標面積21,375haに対し、実績は21,249haとなり、目標に対する達成状況は99.4%となりました。

利用調整会議ですとか、個別相談、現地確認等、皆様のきめ細やかな活動で、農地の集積に貢献することができたことを記載しております。

3ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について記載しております。

新規参入者の今年度の実績として、3件11haを記載しております。

これは、委員の皆様方の農地法等のアドバイスをはじめ、さまざまな支援活動によるものと評価欄に記載しております。

4ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価につきまして、8月に農地パトロールを実施し、その結果、遊休農地がなかったことを記載しております。

5ページをご覧ください。違反転用への適正な対応につきまして、農地パトロール実施にあわせて転用の状況把握を行いました結果、違反転用となる事例がなかったことを記載しております。

6ページをお開きください。農地法等により、その権限に属された事務に関する点検について記載しております。

上段の1番、農地法第3条に基づく許可事務では処理件数が86件、下段の2番、農地転用に関する事務の処理件数が14件、7ページ上段の3番、農地所有適格法人の報告については、管内81法人中、61法人より報告書の提出がありました。下段の4番、情報の提供等につきましては、町ホームページや農業委員会だよりに掲載して情報提供を行っていることを記載しております。

8ページをお開きください。

上段は、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容についてです。

本日、総会で議決をいただきました後、ホームページ等で意見募集を行います。意見が寄せられました場合には、協議を行いました上で、要望、意見及び対処内容に記載し、6月30日までにホームページ上で公表を行う予定となります。

下段の事務の実施状況の公表等につきましては、2番、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出として、昨年11月30日に、町に提出した意見書の内容を記載しております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号「令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

議案第7号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号、令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

お手元の議案第7号、別紙令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）をご覧ください。

「令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知」により、令和4年度から目標の設定に関しまして、内容が改められております。

こちらの議案第7号につきましても、議案第6号と同様に、午前中に開催いたしました三役会議でご協議いただき、総会に提案させていただいております。

次に内容についてご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。農業委員会の状況につきまして、各種統計で示されました情報を掲載しております。

2 番、農家、農地等の概要の真ん中部分になります。農業者数については、令和4年度から「基幹的農業従事者数」についての記載となりましたので、議案第6号の点検・評価に記載されております「農業就業者数」と異なる内容となっております。

2 ページをお開きください。最適化活動の目標につきまして、大きく2つ、成果目標と活動目標に分かれております。

2 ページから3 ページ上段にかけては成果目標として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について、3 ページ下段には活動目標として、それぞれ記載のとおり目標を設定しております。

こちらの「最適化活動の目標」につきましても、本日、ご審議をいただきました後、ホームページ上で公表を行う予定でおります。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。

議案第8号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号、第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、次のとおり見直したいので審議を求めます。

なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものであります。

皆様のお手元に、シングルクリップでお留めしております、右肩に「議案第8号別紙1」、「議案第8号別紙2」とお示ししている参考資料のご用意をお願いいたします。

はじめに、「議案第8号別紙2」、新旧対照表でございます。こちらの方をご覧いただきたいと思っております。

左の表は現行、右の表は見直し後のものを記載しているところであります。

また、この表につきましては、見直しに係る該当部分を記載するとともに、見直し条文を下線にてお示ししているものであります。

見直しの一つ目でございます。真ん中辺りの第7項、(5)の条文でございますが、食育については昨年11月に提出いたしました「町への意見書」の内容に合わせまして、一部を見直したものでございます。

見直しの二つ目でございます。第8項「農業委員・職員の研修の実施」の条文でございますが、視察研修の記載を付記するものでございます。

この件につきましても、「町への意見書」において必要性を訴えていることを踏まえまして、当該活動方針・活動計画にも追加で記載するものでございます。

なお、これら見直し条文を溶け込ませたものが、「議案第8号別紙1」の「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画(案)」となっております。

委員の皆様には、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

また、こちらの活動方針・活動計画(案)でございますが、3ページ目の裏ページ、見開きで令和4年度の事業計画(案)をお示ししてございます。コロナ禍でございますけれども、通年のものを考えて記載しているものでございます。

後ほどお目通ししていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

事務局長

これもちまして、第21回農業委員会総会を閉会します。

ご起立願います。ご苦勞様でした。